

山形広域環境事務組合特殊勤務手当に関する条例

〔平成15年2月
山広環条例第5号〕

改正 平成27年2月山広環条例第3号

山形広域環境事務組合特殊勤務手当に関する条例（平成2年共衛条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、山形広域環境事務組合で準用する山形市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年市条例第14号。以下「給与条例」という。）第19条第2項の規定により、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の種類、支給される職員の範囲、支給額等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（手当の種類、支給対象職員及び支給額）

第2条 手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額等は、別表に掲げるとおりとする。

（手当の支給方法）

第3条 手当の給与期間は、月の1日から末日までとする。

2 手当は、当該月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

（手当の支給制限）

第4条 手当は、給与条例第13条第1項に規定する職にある職員には支給しない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表

手当の名称	支給の範囲		支給額
ごみ及びし尿直接接触処理業務手当	職員が、ごみ及びし尿に直接身体的接触を伴う業務に従事したとき。		日額 400円
し尿投入槽等清掃手当	職員が、次に掲げる業務に従事したとき。 (1) 山形広域クリーンセンターのし尿及び浄化槽汚泥投入槽のスカム清掃等作業 (2) 立谷川リサイクルセンターの貯留槽内部の清掃作業 (3) 清掃工場の焼却炉内部の清掃作業		1回 2,300円
高所作業手当	職員が、地上10m以上の箇所において、保守営繕等の業務に従事したとき。	地上30m以上の活動又は業務の場合	日額又は1勤務300円
		地上10m以上30m未満の活動又は業務の場合	日額又は1勤務200円

備考

し尿投入槽等清掃手当は、し尿投入槽1個以上を単位とするし尿投入槽清掃計画若しくは浄化槽スカム処理計画又は貯留槽内部の全部若しくは半分を単位とする貯留槽清掃計画又は汚泥貯留槽1個以上を単位とする汚泥貯留槽等清掃計画に基づき実施された場合又は焼却炉内部の全部若しくは半分を単位とする焼却炉清掃計画に基づき実施された場合及び特に必要のある場合に限り支給する。

(平27条例3・一部改正)